

論点に対する回答

分野	地方公共団体への公金納付のデジタル化
省庁名	文部科学省
<p>経済界より全国共通の取扱いとすべきとの提言（参考資料 7 の 30 頁）のある幼稚園使用料、高校授業料、学校給食費に加え、高校入学料・検定料（以下「貴省関係公金」という。）も含めてその対応を行うべきものとする。</p> <p>これを踏まえ、公金納付者（国民・民間事業者）・金融機関の公金納付における利便性・効率性を向上させる観点から、地方公共団体の事務効率性向上も踏まえ、下記の論点につき回答されたい。なお、回答にあたっては、以下を踏まえたものとしていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● R5/6/1 規制改革推進会議「ローカルルール見直しに係る基本的考え方」とそれに関する閣議決定（参考資料 2、3） ● 「ローカルルール」の問題に対する「所要の法令上の措置」について、自治事務の観点からの総務省見解など（参考資料 4、5） ● 地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会議事概要における意見交換（参考資料 8） 	
<p>【論点 1】「地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議」について</p> <p>貴省は、貴省関係公金について徴収・収納に係る法令上の規定が存在しないため、上記連絡会議の構成員ではないとのことであるが、上記経済界からの要望を踏まえ、今後上記連絡会議の構成員として、地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組に参加するべきではないか、貴省のお考えをご教示いただきたい。</p>	
<p>【回答 1】</p> <p>「地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議」については、弊省の所管法令において、法令上、公金の徴収や手続きに関する規定が存在しないため、構成員としないこととしたと同会議の事務局</p>	

を務めるデジタル庁及び総務省から聞いている。

今後の上記連絡会議への参加については、総務省、デジタル庁における構成員に関する整理を踏まえ、必要に応じて対応を検討する。

【論点2】 貴省関係公金の立法措置について

貴省関係公金に関する立法措置の概要あるいは上記の経済界からの要望に対する今後の方針についてご教示いただきたい。

(※【回答3】と併せて回答していただいても差支えない。)

【論点3】 貴省関係公金につき、全ての地方公共団体に対し eLTAX を活用して納付可能とすることについて

(1) 【論点3】の実現に向けた取組として、全国的に共通の取扱いとして eLTAX を活用した納付を行うことができるよう、地方公共団体に重点的に要請を行うなど、必要な取組を行うことの可否如何。また、この取組による【論点3】の実現時期如何。この実現時期につき、公金収納開始時期（遅くとも令和8年9月）と同時期とできるか。

(2) 【論点3】の早期かつ確実な実現に向け、貴省関係公金につき全地方公共団体に eLTAX による公金収納を義務付けることを法令で規定すること、またその時期を本件の立法措置と合わせ令和6年とすることも考えるが、これらの可否如何。また費用対効果の観点からの問題点（もしあれば）及び対応策如何。

【回答2及び回答3】

総務省、デジタル庁を中心に、民間事業者や地方公共団体等からの意見を踏まえつつ、立法措置を講ずることを目指した検討等を行っている」と承知している。

なお、総務省、デジタル庁からの回答のとおり、「全国的に共通の取扱いとして eLTAX を活用した納付を可能とする公金」については、「いずれの地方公共団体においても相当量の取扱件数がある公金」及び「その性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する公金」を対象とし、それ以外

の公金については、各地方公共団体において費用対効果などを踏まえて判断できるようにすることを基本とすることとされているところ、高等学校授業料、幼稚園使用料、高等学校入学料・検定料は取扱件数が少なく、また、納付方法が自治体によって異なり、いずれも費用対効果が団体ごとに様々であることから、「全国的に共通の取扱いとして eLTAX を活用した納付を可能とする公金」の対象に含められていないと承知している。また、学校給食費については、公会計化を実施している自治体が 34.8%に留まっており、私会計である場合は「地方公共団体の公金」とはならないため、現時点で「いずれの地方公共団体においても相当量の取扱件数がある公金」には該当しないと承知している。なお、文部科学省においては令和 5 年 8 月 31 日に通知を発出し、公会計化を促しているところである。